

『カクキューの八丁味噌を愛した著名人』
～ 山本 源吉（やまもと げんきち） ～

1852 年（嘉永 5 年）～ 1931 年（昭和 6 年）
愛知県岡崎市出身。林業による村興しの大先覚者。

河辺村（後に河原村→宮崎村→額田町→（現在）岡崎市額田地区）で誕生し、4 歳で母親と死別した後は、おじ夫婦に養われました。

1872 年（明治 5 年）20 歳で河辺村の村長に任命され、以来、河原村や大代村の戸長などを勤め、公共の仕事や風俗の改善に実績をあげました。1889 年（明治 22 年）には 38 歳で宮崎村初代村長となり、57 歳まで村長職につきました。

明治なかばまで、牛馬の飼料や肥料をとるために宮崎村を中心に山焼きが行われていましたが、周囲の私有地までに燃え移り雑木林にする原因となっていました。そのため源吉は 1895 年（明治 28 年）に山焼きを廃止しました。

その他にも山林開発に関する数々の事業を実施し 500 町歩（＝約 500ha）以上の植林が行われ、道路も改修されました。

1910 年（明治 43 年）には、長期にわたる森林計画「宮崎村有林事業計画書」を制定しました。

1928 年（昭和 3 年）に村の将来のために植林事業に尽くした功により藍綬褒章を受章しました。

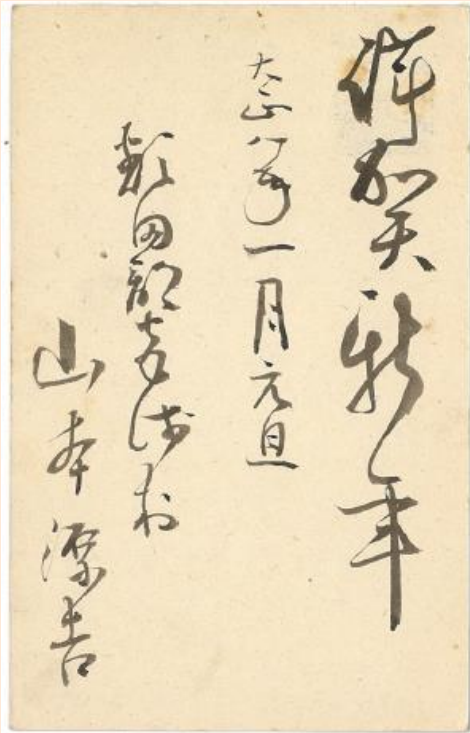
1957 年（昭和 32 年）発行の「郷土にかがやく人々 中巻」（愛知県小中学校長会編）や、2021 年（令和 3 年）発行の「森とともに生きる 岡崎森林組合 100 年の歩み」（岡崎森林組合発行）に山本源吉が紹介されています。

当社史料室には、大正・昭和時代に山本源吉から当主（17 代久右エ門）宛に送られた年賀状が残っています。

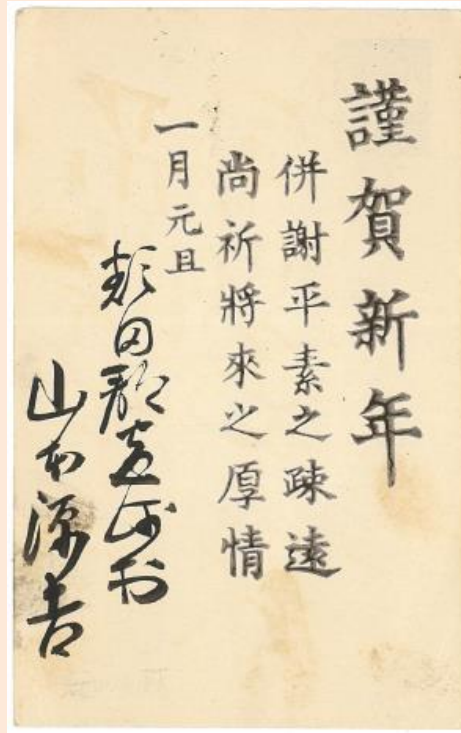
また、大正時代に宮崎村のお客様から当主（17 代久右エ門）宛に送られた年賀状には「宮崎村産業の歌」が紹介されています。歌の作者は不明ですが、山本源吉は「村を発展させるには道路が大切である」と常々唱え「林業かぞえ歌」や「村有林かぞえ歌」の歌を作っているため、何らかの関係があると想像されます。

2017 年（平成 29 年）より、八丁味噌の仕込み桶の廃材を使用して大きな太鼓「味噌六太鼓」を作るプロジェクトが始まり、お祭りなどで大勢の人で担ぎ上げられ演奏されています。太鼓の担ぎ棒には、額田地区の山から切り出した立派な杉の木が使われています。

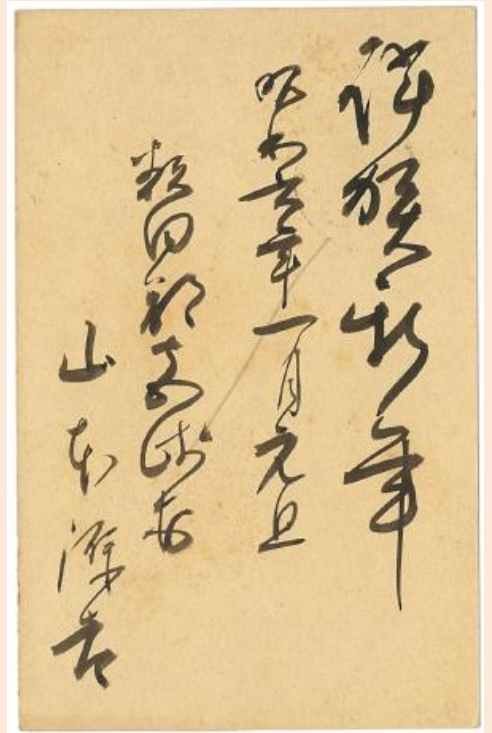
<山本源吉からの年賀状>



大正 8 年

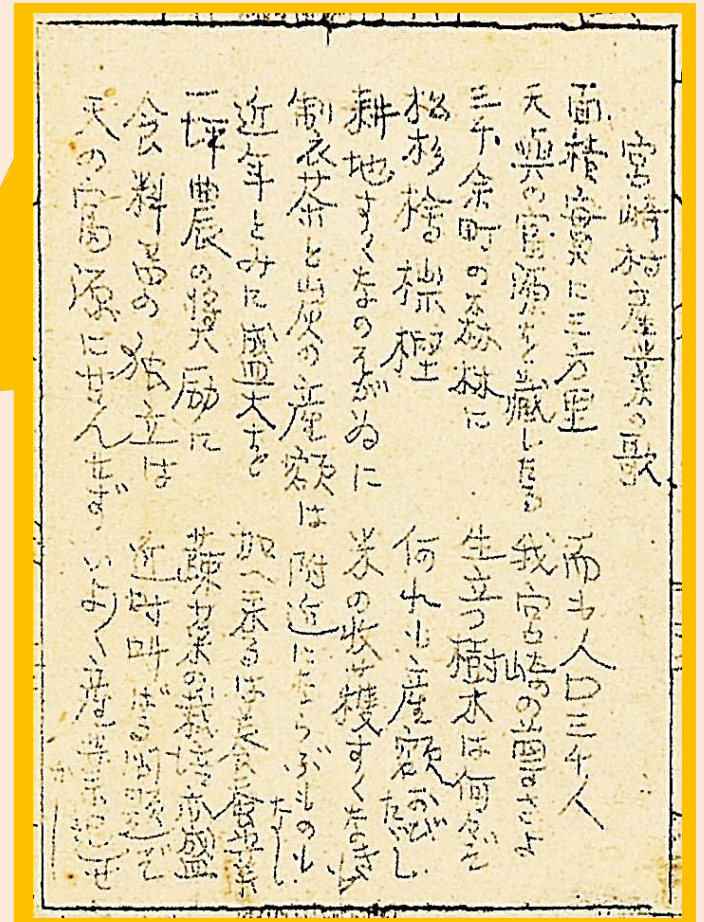


大正 12 年



昭和 6 年

<宮崎村のお客様からの年賀状（大正 8 年）>



宮崎村産業の歌



額田の杉の
担ぎ棒

籠田公園前にて「味噌六太鼓」担ぎ上げ（2017年8月4日）



「郷土にかがやく人々（中巻）」（昭和32年5月15日発行、愛知県小中学校校長会編集）

岡崎森林組合設立の軌跡

■組合前史〈江戸～明治時代〉

江戸時代は森林が最も衰退した時代ともいわれるほど「江戸山」の時代であった。岡崎市内でも矢作川の氾濫の危険により何回も火災に見舞われている。人口の急増と共に薪炭材（燃料）の需要が急増し、里山の景色は江戸一辺倒であった。

正保 3年（1646）	【上青野切火】上青野村で惣村決議15名の死者
宝徳 7年（1757）	【北野切火】家母村、中島村、北野村で決壊が連続
寛政 7年（1795）	【金鼓木切火】金鼓木村正頼寺西方で大小火々市決壊
文化元年（1804）	仁木、若津、西條前村で延400間決壊
文政11年（1828）	青木、仁木、八町、上青野、矢作、天王塚などで決壊
嘉永 3年（1850）	【矢作切火】惣村が各所で決壊、死者多数
明治15年（1882）	【久後（三崎）切火（乙川）】久後町で4～50間決壊

岡崎市河内河川の水害 Wikipedia より



久後（三崎）切火（乙川）久後町で4～50間決壊（保永正徳）



岡崎市森林整備ビジョンより抜粋



山田吉次郎（1845～1931）



宮崎村森林事業計画書（宮崎村）

明治 2年（1869）版籍奉還

明治 4年（1871）廃藩置縣藤田県設置

明治 6年（1873）地租改正

山林も民間に所有地が移るが、肥料・飼料・燃料用の草刈り場を確保するために「山焼き」が恒例に行われ、基本的に植林はほとんどされていなかった。そんな中、森林の大切さ・林業振興の必要性について切々と村長に説いて回ったのが、嘉永5年亀穴村（現宮崎町）に生を受けた山本源吉であった。彼は20歳の時、河内村（現河原町）の初代村長を任命し、村の現状打開のため、まずは町けし事などの悪習の禁止から始めた。

後に合併した宮崎村においても初代村長として山焼きの廃止、道路建設と改修工事や学校整備等の財源確保のための造林の奨励をし、せっかく植えた木も個人所有では村外財産となる可能性があるとして樹範林や村有林の創設に奔走した。

明治 22年（1889）岡崎町町制施行

明治 28年（1895）宮崎村共有山保護規則

山焼きの廃止と向こう50年間にわたり毎年7万本以上のスギ・ヒノキを植える目標を定めた。結果、その後9年間で36万本が植林された。

明治 29年（1896）河川法制定

明治 30年（1897）森林法・砂防法制定

明治 30年（1897）わが国で初めて制定された森林法は前年の29年全国に未曾有の大被害をもたらしたのがきっかけだったと言われている。保安林の創設や伐採規制も盛り込まれた。一方で植林の奨励事業が展開された。そして、明治40年（1907）の一部改正で森林組合制度の導入となり、県下では上下津具森林組合が明治43年（1910）に設立を見た。河原土工森林組合の創設時には（土工、保護、造林、集資）の区分があった。

明治 42年（1909）宮崎村有林事業計画書（100年見通し）を策定



「森とともに生きる 岡崎森林組合 100年の歩み」（岡崎森林組合発行）